

特別養護老人ホーム富竹の里(定員48名相部屋)利用料金表 平成30年5月1日～

第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者)

(円)

介護度	サービス費(A)	日常生活継続支援加算(B)	看護体制加算 I+II (C)	精神科医療養指導加算(D)	栄養マネジメント加算(E)	夜勤職員配置加算(F)	(注)介護職員処遇改善加算(G) (A+B+C+D+E+F)×0.083	費用総額(H) (A+B+C+D+E+F+G)×10.14	保険給付額(I) H×90%	自己負担額 H-I	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 (31日の場合)
要介護1	557 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	7,027	6,324	703	300	-	1,003	31,088
要介護2	625 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	7,777	6,999	778	300	-	1,078	33,403
要介護3	695 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	8,548	7,693	855	300	-	1,155	35,786
要介護4	763 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	9,288	8,359	929	300	-	1,229	38,101
要介護5	829 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	10,018	9,016	1,002	300	-	1,302	40,348

第2段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入が80万円以下の方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)

(円)

介護度	サービス費(A)	日常生活継続支援加算(B)	看護体制加算 I+II (C)	精神科医療養指導加算(D)	栄養マネジメント加算(E)	夜勤職員配置加算(F)	(注)介護職員処遇改善加算(G) (A+B+C+D+E+F)×0.083	費用総額(H) (A+B+C+D+E+F+G)×10.14	保険給付額(I) H×90%	自己負担額 H-I	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 (31日の場合)
要介護1	557 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	7,027	6,324	703	390	370	1,463	45,348
要介護2	625 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	7,777	6,999	778	390	370	1,538	47,663
要介護3	695 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	8,548	7,693	855	390	370	1,615	50,046
要介護4	763 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	9,288	8,359	929	390	370	1,689	52,361
要介護5	829 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	10,018	9,016	1,002	390	370	1,762	54,608

第3段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入が80万円を超える方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)

(円)

介護度	サービス費(A)	日常生活継続支援加算(B)	看護体制加算 I+II (C)	精神科医療養指導加算(D)	栄養マネジメント加算(E)	夜勤職員配置加算(F)	(注)介護職員処遇改善加算(G) (A+B+C+D+E+F)×0.083	費用総額(H) (A+B+C+D+E+F+G)×10.14	保険給付額(I) H×90%	自己負担額 H-I	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 (31日の場合)
要介護1	557 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	7,027	6,324	703	650	370	1,723	53,408
要介護2	625 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	7,777	6,999	778	650	370	1,798	55,723
要介護3	695 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	8,548	7,693	855	650	370	1,875	58,106
要介護4	763 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	9,288	8,359	929	650	370	1,949	60,421
要介護5	829 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	10,018	9,016	1,002	650	370	2,022	62,668

第4段階 1割負担 (上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方)

(円)

介護度	サービス費(A)	日常生活継続支援加算(B)	看護体制加算 I+II (C)	精神科医療養指導加算(D)	栄養マネジメント加算(E)	夜勤職員配置加算(F)	(注)介護職員処遇改善加算(G) (A+B+C+D+E+F)×0.083	費用総額(H) (A+B+C+D+E+F+G)×10.14	保険給付額(I) H×90%	自己負担額 H-I	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 (31日の場合)
要介護1	557 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	7,027	6,324	703	1,380	840	2,923	90,608
要介護2	625 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	7,777	6,999	778	1,380	840	2,998	92,923
要介護3	695 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	8,548	7,693	855	1,380	840	3,075	95,306
要介護4	763 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	9,288	8,359	929	1,380	840	3,149	97,621
要介護5	829 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	10,018	9,016	1,002	1,380	840	3,222	99,868

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数((サービス費A+加算B+加算C+加算D+加算E+加算F)×利用日数)に0.059を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算(G)の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数(31日の場合)の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

特別養護老人ホーム富竹の里(定員48名相部屋)利用料金表 平成30年5月1日～

第4段階 2割負担

(円)

介護度	サービス費(A)	日常生活継続支援加算(B)	看護体制加算 I+II (C)	精神科医療養指導加算(D)	栄養マネジメント加算(E)	夜勤職員配置加算(F)	(注)介護職員処遇改善加算(G) (A+B+C+D+E+F)×0.083	費用総額(H) (A+B+C+D+E+F+G)×10.14	保険給付額(I) H×80%	自己負担額 H-I	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 (31日の場合)
要介護1	557 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	7,027	5,621	1,406	1,380	840	3,626	112,396
要介護2	625 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	7,777	6,221	1,556	1,380	840	3,776	117,026
要介護3	695 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	8,548	6,838	1,710	1,380	840	3,930	121,792
要介護4	763 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	9,288	7,430	1,858	1,380	840	4,078	126,422
要介護5	829 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	10,018	8,014	2,004	1,380	840	4,224	130,916

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数((サービス費A+加算B+加算C+加算D+加算E+加算F)×利用日数)に0.083を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算(G)の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数(31日の場合)の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

参考

- ・対象者は原則市民税非課税世帯に属する人です。
- ・平成27年度8月認定分より世帯分離していても配偶者が住民税課税者の場合は負担限度額認定にはなりません。
- ・非課税であっても、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦の場合2,000万円を超える場合は対象になりません。
- ・認定された人には負担限度額認定証を交付しますので、必ず施設等へ提示してください。
- ・申請した月の初日に遡って適用となります。